

療養の給付

被保険者証を提示して診療を受けると、医療費の一部（一部負担金）を支払うことで、必要な次の医療が受けられます。

- ① 診療 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術、その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

一部負担金の割合

義務教育就学前	義務教育就学～70歳未満	70歳以上
2割負担	3割負担	2割負担（※現役並み所得者は3割）

※同一世帯に現役並みの所得がある70歳以上の国保組合被保険者がいる人。

■入院時の食事代等

入院したときは食費の一部を自己負担していただき、残りは入院時食事療養費として国保組合が負担します。

1	一般（2・3以外の人）		1食 460円
2	住民税非課税世帯 （70歳以上の人）は低所得者Ⅱ	過去12か月の入院日数	90日以内 1食 210円
			91日以上 1食 160円
3	住民税非課税世帯の70歳以上で低所得者Ⅰの人		1食 100円

※2と3の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示する必要がありますので、国保組合に申請してください。

※高額療養費の合算対象外。

療養病床に入院する65歳以上の方は、食費と居住費の一部を自己負担していただき、残りを入院時生活療養費として国保組合が負担します。

		食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
一般	入院時生活療養費（Ⅰ）の算定をする保険医療機関に入院している人	460円	370円
	入院時生活療養費（Ⅱ）の算定をする保険医療機関に入院している人	420円	
低所得者Ⅱの人		210円	
低所得者Ⅰの人		130円	
高齢福祉年金受給者		100円	0円

※入院医療の必要性の高い人（人工呼吸器、中心静脈栄養等が必要な人、難病の人等）は、入院時食事療養費の自己負担額と同額になります。

※高額療養費の合算対象外。

保険外併用療養費

次のような場合は、療養にかかる費用の差額分を自己負担することで、特別な治療やサービスが受けられます。

- ・高度先進医療、差額ベッド、特別な材料を使った歯科診療等